

平成 30 年度社会福祉施設指導監査結果概要

平成 30 年度に社会福祉施設に対して実施した指導監査の結果概要は、以下のとおりである。

- ・指導監査対象施設 74 施設
 (内訳) 保育所 43 施設、幼保連携型認定こども園 18 施設、軽費老人ホーム 7 施設、
 障害者支援施設 5 施設、母子生活支援施設 1 施設
- ・指導監査の方法
 実地による指導監査 68 施設
 書面による指導監査 6 施設 (軽費老人ホーム及び障害者支援施設の一部)
- ・指導監査の結果
 文書指摘あり 17 施設 (延べ指摘件数 28 件)

(1) 施設運営

施設の運営に当たり、労働基準法や労働安全衛生法等に基づき、施設管理及び職員の処遇等に関する規程の整備や協定の締結、届出等が必要である。また、各法人が定める各種規程に基づいた労務管理や事務処理を行い、さらに防災対策についても実施しなければならない。

平成 30 年度指導監査結果から、施設運営について、主な文書指摘は下記のとおりである。

- ・給与や諸手当について、給与規則による額と実支給額とで差異が生じているので、原因把握の上、給与規則の改正等、適切に対応すること。(4 件)
- ・給与の口座振込にあたり、本人から同意書を徴すること。(2 件)
- ・その他 (3 件) (小計 9 件)

(2) 利用者処遇等

社会福祉施設における利用者の処遇については、職員が利用者の実態を的確に把握し、きめ細かく対応をする必要がある。また、利用者の処遇内容の正確な記録や利用者、利用者家族等に対する説明責任を果たすことができる記録整備も求められている。さらに、事故防止対策や適切な感染症対策についても実施しなければならない。

平成 30 年度指導監査結果から、利用者処遇等について、主な文書指摘は下記のとおりである。

- ・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準に基づき、身体的拘束等の適正化のための委員会を編成し、指針を整備の上、委員会の開催、定期的な教育を実施し、記録を残すこと。(2 件)
- ・軽費老人ホーム設備及び運営に関する基準に基づき、感染症及び食中毒の予防のための委員会を編成し、委員会の開催、定期的な教育を実施し、記録を残すこと。(2 件)
- ・その他 (4 件) (小計 8 件)

(3) 会計管理事務等

社会福祉施設は利用料や給付費、補助金等を主な財源として運営されており、極めて公共性の高いものであることから、法令に基づく適正な会計処理を行うとともに、会計の透明性と公正性を保持するため、経理状況及び経営状況を常に明確にしなければならない。また、会計管理事務を適正に行うためには、職員がそれぞれの権限と責任を自覚し、各法人が定める経理規程等に基づいた会計処理や契約処理等を適切に行い、正確な計算書類等を作成する必要がある。また、会計責任者と出納職員は併任させない等の内部牽制機能が発揮されることが必要である。

平成 30 年度指導監査結果から、会計管理事務等について、主な文書指摘は下記のとおりである。

- ・ 予算を超過して経費等が執行されているので、予算に対する執行状況、決算見込みを的確に把握し、補正・流用等により適切に執行すること。(2件)
- ・ 国庫補助金等特別積立金の積み立てが会計基準に則り行われていないため、過年度修正も含め適切に計上すること。(2件)
- ・ 経理規程等に基づいた会計処理、契約手続きがなされていないので、適切に処理すること。(2件)
- ・ その他 (5件) (小計 11件)